

水道用機械・電気設備工事標準仕様書 令和6年4月 訂正表

訂正後	訂正前
<p>1. 1. 24 日雇労働者の雇用</p> <p>(1) 受注者等は、工事の施行に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱（昭和51年7月30日51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努める。</p> <p>なお、同要綱を適用する工事の工事着手時には、「公共事業施行通知書」を公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターに提出し、完成時には、「公共事業遵守証明書」を監督員に提出する。</p> <p>ただし、公共事業施行通知書により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの收受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができるものとする。</p> <p>(2) 受注者等は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用するものとする。ただし、手持ち労働者を差し引いた人員とする。</p>	<p>1. 1. 24 日雇労働者の雇用</p> <p>(1) 受注者等は、工事の施行に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱（昭和51年7月30日51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努める。</p> <p>なお、同要綱を適用する工事の完了時には、「公共事業遵守証明書」を提出する。</p> <p>ただし、「公共事業施行通知書」により雇用予定者数がないと認定された事業については、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの收受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しをもって、「公共事業遵守証明書」の代わりに添付する。</p> <p>(2) 受注者等は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用するものとする。ただし、手持ち労働者を差し引いた人員とする。</p>
<p>1. 3. 9 施工日時</p> <p>(1) 休日等は、原則として作業を行わない。</p> <p>また、作業は、午前8時30分から午後5時15分までに行うものとし、それ以外の時間は、原則として作業を行わない。</p> <p>ただし、以下の場合はこの限りではない。</p> <p>ア 特記に施工日時が定められている場合</p> <p>イ あらかじめ監督員の了承を得た後、理由等を監督員へ連絡（口頭は除く。）した場合</p> <p>なお、国道、都道等の公道上で施工する場合は、理由等を記載した週間工程表を監督員に提出する。</p> <p>(2) 設計図書に施工日時が定められている場合で、その日時を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。</p>	<p>1. 3. 9 施工日時</p> <p>(1) 休日等は、原則として作業を行わない。</p> <p>また、作業は、午前8時30分から午後5時15分までに行うものとし、それ以外の時間は、原則として作業を行わない。</p> <p>ただし、以下の場合はこの限りではない。</p> <p>ア 特記に施工日時が定められている場合</p> <p>イ あらかじめ監督員の了承を得た後、理由等を監督員へ連絡（口頭は除く。）した場合</p> <p>なお、作業場所が現道の場合は、理由等を記載した週間工程表を監督員に提出する。</p> <p>(2) 設計図書に施工日時が定められている場合で、その日時を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。</p>
<p>1. 4. 4 地震警戒宣言が発せられた場合の措置</p> <p>地震警戒宣言が発せられた場合は、次の対応策を講じる。ただし、「1.2.4 警戒宣言に伴う緊急時対策計画」により、「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」を作成している場合は、それに基づいて措置を講じる。</p> <p>(1) 直ちに工事を中止し、緊急保安体制に基づいて関係者に通知する。</p> <p>(2) 監督員と協議の上、工事現場の保安点検を行い、必要な安全強化措置を施す。</p>	<p>1. 4. 4 地震警戒宣言が発せられた場合の措置</p> <p>地震警戒宣言が発せられた場合は、次の対応策を講じる。ただし、「1.2.4 警戒宣言に伴う緊急時対策計画書」により、「警戒宣言に伴う緊急時対策計画書」を作成している場合は、それに基づいて措置を講じる。</p> <p>(1) 直ちに工事を中止し、緊急保安体制に基づいて関係者に通知する。</p> <p>(2) 監督員と協議の上、工事現場の保安点検を行い、必要な安全強化措置を施す。</p>
<p>1. 5. 5 リサイクル及び適正処理の実施状況の確認</p> <p>(1) マニフェスト、電子マニフェスト、計量伝票、リサイクル伝票、土砂伝票及びリサイクル証明書（以下「マニフェスト等」という。）に基づいて、建設副産物の種類及び数量、運搬日等を記録した集計表を作成する。</p> <p>(2) マニフェスト等及び集計表を監督員に提示する（集計表は提出する。）とともに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。</p> <p>(3) 東京都建設リサイクルガイドラインに従い、リサイクル実施状況について、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、リサイクル状況記録写真、リサイクル阻害要因説明書等をリサイクル報告書として作成し、監督員に提出する。</p>	<p>1. 5. 5 リサイクル及び適正処理の実施状況の確認</p> <p>(1) マニフェスト、電子マニフェスト、計量伝票、リサイクル伝票、土砂伝票及びリサイクル証明書（以下「マニフェスト等」という。）に基づいて、建設副産物の種類及び数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。</p> <p>(2) マニフェスト等及び集計表を監督員に提示する（集計表は提出する。）とともに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。</p> <p>(3) 東京都建設リサイクルガイドラインに従い、リサイクル実施状況について、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、リサイクル状況記録写真、リサイクル阻害要因説明書等をリサイクル報告書として作成し、監督員に提出する</p>